



## 〈研究〉 現代ロシアの国家統一と民族関係立法(二)

渋谷, 謙次郎

---

**(Citation)**

神戸法學雑誌, 53(1):69-109

**(Issue Date)**

2003-06

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81004958>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004958>



## 現代ロシアの国家統一と民族関係立法（二）

渋谷 謙次郎

### 一、帝国と国民国家

「ソヴィエト帝国」？／危機の徴候としての「帝国」ノスタルジー

### 二、ロシア・ソ連史における民族と国家

帝政ロシア・・・多元的統治と同化／ソ連・・・「アフアーマティブ・アクション帝国」とその矛盾／転換期・・・「ソヴィエト人民」から「ロシア国民」へ

（以上、第五二巻第四号）

### 三、ロシア連邦制改革における「主権」、「民族自決権」（一九九〇～一九四年）

「主権」「民族自決権」パレード／「非対称的連邦」とその不満／「条約的連邦」から「憲法的連邦」？／九三年ロシア連邦憲法と連邦制／連邦構成共和国憲法と「主権」／連邦構成共和国憲法と「民族自決権」

（以上本号）

### 四、九三年憲法体制下における連邦制の法的展開

（以上続く）

## 三、ロシア連邦制改革における「主権」、「民族自決権」（一九九〇～九四年）

## 「主権」「民族自決権」パレード

ソヴィエト憲法では、ソ連が「主権国家」であると同時に、ソ連を構成していた一五の共和国（ロシアやウクライナ、カザフスタンなど）も「主権国家」であり、ソ連からの「脱退権」を有していた。むしろ、ソ連を構成していた共和国の「主権」や「脱退権」は名目的なものであり、民族自決権のイデオロギーに支えられたソヴィエト連邦制は、党の中央集権的なポリティクスと対比して、単なる見せかけに過ぎないとも言われてきた。<sup>1</sup>しかしそうした「見せかけ」や「建前」が、ペレストロイカ時代に諸共和国によって援用されることにより、ソヴィエト連邦制が機能不全に陥っていくという逆説があった。ある論者は、ソ連構成共和国の「脱退権」について、ソ連解体の「ウィルス」であったと回顧している。<sup>2</sup>

「脱退権」が、後のソ連解体の「ウィルス」であったというのは、結果論でもあるが、かつてレーニンそしてスターリンが「国家的分離を含む諸民族の自決権」を主張し、それがロシア革命後のソヴィエト権力の指針となっただけに、その系譜を引くソ連構成共和国の「脱退権」や「主権」が、意図せざる結果として、ペレストロイカ期に爆発的な威力として作用したということも否定できない。あるいは、スターリン流のレトリックに依拠すれば、ソ連構成共和国の「主権」について、普段は顕在しているのではなく潜在していることになるので、それに従えば、潜在していた「ウィルス」は、ペレストロイカ時代にソ連構成共和国が改めて援用し始めた「主権」や「民族自決権」として、猛威をふるったのだらう。<sup>3</sup>それゆえ、ソ連の解体が、レーニン・スターリニック的な民族自決権の最終実現形態であったという皮肉めいた見方すらある。

とりわけ大きな意味を持ったのは、一九九〇年六月に、ソ連の一構成国であったロシアの新設の人民代議員大会において「ロシアソヴィエト連邦社会主義共和国の国家主権宣言」（以下、「ロシア国家主権宣言」と略）が採択さ

れたことであろう。<sup>4</sup>これは、ロシアが国家として自己意識を獲得する政治的文書であり、予定されていたロシアの新憲法制定作業の基礎になると位置づけられた。それまで、ロシアはソ連の中核を占めると同時にソ連の中に埋没していた感があったが、エリツインが権力基盤を党組織からロシアの国家権力機関に移したことにより——ロシア最高会議議長の後、ロシア初代大統領に当選——エリツインとゴルバチョフとの対立が、ロシアとソ連との対立構図になって現れた。ロシアの国家主権宣言は、ゴルバチョフらのソ連指導部にとっては、それ以前のバルト三国の「独立宣言」よりも打撃であったかもしれない、今から考えると、ソ連解体の序曲であったかもしれない。ロシアがソ連から自立化していくことにより、エスニックな意識よりも「ソヴィエト人」あるいは「帝国」的な国家意識が強かったロシア人（ルースキー）も、いったい「祖国」はソ連なのかそれともロシアなのかという具合に岐路に立たされていった。

一九九〇年六月にロシアが主権を宣言した後、同様な主権宣言が中央アジア諸国やモルドヴァ、ウクライナや白ロシア（ベラルーシ）に波及していった。ペレストロイカ時代の各共和国による主権宣言のロジックにとって重要なのは、従来のソヴィエト法システムにおける連邦法の優位に反旗を翻して共和国法の優位を宣言したことにある——中央と地方との間のいわゆる「法律戦争」——そしてそのことが、天然資源の管轄や所有、価格統制などの「経済主権」の問題に結びついていくことになったが、以下では、本稿のテーマに照らして、いくつかの共和国の主権宣言に現れている「民族」や「国民」・「人民」のとらえ方に注目して、ロシアにおける国家と民族の関係を明らかにしてみよう。

例えばウクライナ共和国の主権宣言では「ウクライナ民族」*Ukrainskaiia natsiia*の自決権、白ロシア共和国の主権宣言では「白ロシア民族」*beloruskaiia natsiia*の自決権が宣言されていた。<sup>5</sup>この場合の「民族」*natsiia*とは、エトノス<sup>6</sup>民族としての意味合いが強い。しかし、他の共和国と同様、ウクライナも白ロシアも住民は多民族からな

るから<sup>(6)</sup>、それぞれの共和国の名称を冠する民族の「自決権」を宣言したとしても、それを強調し過ぎることは、暗に他の民族住民を疎外することになり、当時、さかんに唱えられた「法治国家」や「立憲主義」の理念にも反する。それゆえ、それらの主権宣言の中では、国家権力の源泉として、複数の民族住民からなる「ウクライナ人民」*Narod Ukrainy*、「白ロシア人民」*Narod Belarusi*というカテゴリーにも言及されていた（この場合の「人民」とは、政治共同体としての「国民」と言い換えてもよいだろう）。

つまり、民主主義の主体は「国民」・「人民」⇨デモスであるが、それを媒介しているのが支配的なエトノス⇨民族であった。このことは、ある意味で近代の「ネーション」や「ピープル」における「形式⇨市民権の共有」と「内実⇨支配的な言語や民族性」という二重の側面を露呈させたものである<sup>(7)</sup>。

しかし、ロシア国家主権宣言では多数派のロシア人（ルースキー）の自決権や民族的復興といった文言はなく、主権者が「多民族からなる人民」*mnogonatsional'nyi narod*とされ、特定の民族の文脈に言及しない「各民族の自決権」が抽象的に宣言されていた。ロシア国家の正統性は、ナショナルな意味よりも依然として「各民族結集」的な意味合いが強かった。そうした意味で、ソ連構成共和国のうち、非ロシア系のそれらは、主権の指向に多かれ少なかれエトノスの衝動があったが、ロシアの主権はメタ・エトノス的であった。ウクライナやウズベキスタンといった国家体の存在は、ソ連時代の樹立の歴史的背景からして、ある程度ウクライナ人やウズベク人の「民族自決権」のイデオロギーで説明できる面もあったが、ロシア（ロシアスキー）という国家体は、人口の約八割を占めるロシア人（ルースキー）の自決権で説明されたことはなく、むしろロシア内の非ロシア系諸民族の自治共和国や自治州などを含む連邦国家として位置付けられてきた（ついでにいうと、エリツインはロシア人だが、後のロシア人民代議員大会議長のハズブラートフはチェチェン人で、ロシア最高会議民族院議長のアブドゥラチーポフはダゲスタンのアヴァール人で、国家の要職を必ずしもロシア人が占めていたわけではない）。

メタ・エトノス的といつても、それは、多数派のロシア人（ルースキー）にエトノス的な意識が全くないということではないが、かといつて、他の共和国の主要な民族が企てたような意味での民族運動は、ロシア人（ルースキー）の間では希薄であつた。<sup>8</sup> 仮に、ロシアの国家主権宣言に際して、ロシア人（ルースキー）の自決権や民族的復興ということをも文言として優先的に掲げていたとしたら、どうだろうか。それは、すでに論じたように、ロシア国家の「帝国」的外延ゆえに、ロシア内部に存在する様々な非ロシア系の自治共和国や自治州などの離反を招く恐れもあつた。<sup>9</sup>

そうでなくても、主権宣言は、ロシア内部の自治共和国、すなわちカレリア、コミ、マリ、タタルスタン、ウドムルト、ブリヤート、バシキコルトスタン・・・と連鎖していった。例えばタタルスタンやバシコルトスタンといった有力な自治共和国の国家主権宣言では、それぞれ「タタル民族の不可侵の自決権」、「バシキール民族の不可侵の自決権」も掲げられていた。なお、一九八九年の国勢調査では、タタルスタンの人口に占めるタタル人の比率は約四八%で、バシコルトスタンではバシキール人の比率が約二二%である。<sup>10</sup> それぞれの国家体で、過半数を超えていない民族の名において「民族自決権」が宣言されることの不合理さもないわけではない。しかし比率がそれほど高くないとしても、それらの民族は、当該国家体が樹立されたソ連時代の沿革から、現地における「基幹民族」*korennaia natsiia* もしくは「タイトルル民族」*titul'naya natsiia* と事実上呼ばれてきており、ソ連的な文脈からみて、「民族自決権」が援用されることは、さほど奇異なことではなかった。

このように、ロシアに関していえば、「主権」を突き動かす特定のエトノス的論理は、ロシア国家自体ではなくロシア内部の民族国家体のみられたことが特徴である。さらに、自治共和国より下位の自治州や自治管区までもが主権宣言をしていった。

もつとも、こうした動向は、ロシア中央にとって頭痛のタネというよりも、エリツィン（当時、ロシア最高会議

議長)のような「改革派」、「民主派」が、地方のコンセンサスをとりつける意味で、むしろ支持していた。エリツインは、ゴルバチョフとソ連との対抗上、ロシア内の旧自治共和国に向かつて「欲するだけ主権をつかんでください」と発言していた。<sup>12</sup>ロシア中央の「改革派」の動向が地方の民族エリートの延命に寄与していた。

ロシア内部への「主権」や「民族自決権」の伝播の際、留意しておくべきことは、ソ連を構成していた共和国と違って、元来、ロシア内部の自治共和国や自治州、自治管区には、ソヴェト憲法の文脈では「主権」や「脱退権」がなかったことであり、ロシア内部に伝播した一連の主権宣言もロシアからの分離独立を掲げるものではなかった。ロシア国家主権宣言に出てきた「各民族の自決権」も、「脱退権」のことではなく、従来の自治国家体や領土体の地位向上や文化面での自決(民族的文化自治)等を意味するものであった。現に、その後ロシア内の自治共和国は、ロシア最高会議の法律によって「共和国」に格上げされ、ロシア内に五つあった自治州のうち四つが、同様に「共和国」に格上げされた。<sup>13</sup>

もとより、一九九〇年以降連鎖したソ連構成共和国の主権宣言は、バルト三国などを除くとソ連からの脱退を即時に宣言しているわけではなく、連邦制度改組に際してのソ連中央との交渉のカードという意味を持っていた。ロシア内の一連の主権宣言も、ゴルバチョフとソ連やエリツインとロシアとの交渉を有利に進めるためのものであった。ゴルバチョフのソ連指導部は、諸共和国の動向を注視しつつ「刷新された連合」<sup>14</sup>の標語の下で生き残りをかけていた。これは、ソ連が元々条約によって結成された国家連合であるという基本に立ち戻るものであり、一九九〇年から九一年にかけて数次にわたって新条約草案が公表された。第一次案は単に「連合条約」となっていて、第二次案は「主権共和国連合」、第三次および調印直前の合意案は「主権国家連合」となっていた。<sup>15</sup>いずれの草案でも、「主権」とともに「諸民族の自決権」という用語が出てくるものの、これらの草案の表題にある「主権共和国」や「主権国家」の中に、今までソ連を構成していた共和国のみならずロシア内部で国家主権宣言をしていた自治

共和国なども含まれるのか、一見したところ、明確ではない。もっとも、当時の論争をふまえると旧自治共和国もロシアを通じて「主権国家連合」に加入できるという解釈が一般的になされていた。<sup>16</sup> 仮にそれらがロシアを経ずに「主権国家連合」に加わるとしたら、それはロシアからの「脱退」を意味し、ロシアの地図は、いわば虫食いの後の穴だらけのような状態になり、そもそも既存のロシアという枠組が瓦解してしまっていたかもしれない。<sup>17</sup>

すでに一九八九年に、物理学者で人権活動家であったアンドレイ・サハロフは、ソヴィエト連邦制を改組するための「ヨーロッパ・アジアソヴィエト共和国同盟憲法」案というものを示していた。<sup>18</sup> (名称だけをみるとかつてレーニンが構想した国名を彷彿とさせる)。それは、従来のソ連の「主権共和国」、「自治共和国」、「自治管区」といった階層的構造に代わって、それらを均して同権的で「主権的」な民族国家体からなる連邦を樹立する構想であったと言われる。<sup>19</sup> 当時のソ連の「民主派」にとって民主主義と「民族自決権」とは不可分のものであった。<sup>20</sup> しかも、サハロフ案は、ある意味でソ連流の「民族自決権」、「諸民族の平等」といった形態を一層推し進めた発想である。しかし、後に徐々に明らかになっていったように、そうした発想は実際にソ連全土に連鎖していくわけだが、ソ連の入り組んだ民族国家体の階層構造の下で、上位の国家体によって宣言される「主権」と下位のそれとが緊張関係を呈することになり、「主権戦争」の様相すら帯びるようになり、さらに「民族自決権」も入れ子状になる。当時、「主権」や「民族自決権」という用語が、それらの相互関係、さらに言えば、「デモス」と「エトノス」との緊張関係が必ずしも明らかにされないまま、いわば「神学的」用語として、ナイーブな一人歩きしている感がある。

「主権」や「民族自決権」の凱旋行進、パレードの渦中であって、ゴルバチョフの「刷新された連合」構想を中断させたのは、一九九一年八月に起きたソ連保守派のクーデタであった。クーデタは、ゴルバチョフ指導部が懸案としてきた新連合条約の調印を保守派が阻止する目的があったが、あっけなく失敗した。結果的にそれを好機に一

氣に躍り出たエリツインが、ウクライナ、ベラルーシの首脳らと共に超法規的にソ連の解体を決定した。ロシア内の共和国（旧自治共和国、自治州）にとつて、ソ連が消滅した以上、おのずと交渉相手はゴルバチョフではなくエリツインのロシアということになった。しかし、次なる局面でも、ロシアは再び「主権」と「民族自決権」に悩まされることになった。

### 「非対称的連邦」とその不満

元をたどると、ロシア（ロシアスキー）の連邦制において、タタール人やバシキール人、サハ人など、ロシア人（ルースキー）ではない主要な諸民族の集住地域には、ソ連時代に一六の自治共和国が樹立され、さらに民族的居住分布を考慮した五の自治州、一〇の自治管区が設立された。自治共和国は固有の憲法を持った。

ロシアでは、あらゆる民族、エスニック集団すべてに固有の国家体や領土体が付与されていたわけではなかったが、民族的指標に基づく領土区画編成は、ロシア革命時代から一九三〇年代にかけて、かなり細分化されていったと言える。しかし、ロシアの領土は、すべて民族的ファクターによって区切られているわけではなく、民族的ファクターとは関係のない通常の「州」oblastや「地方」krai（「道」や「辺区」とも訳される）といった行政領土体（スヴェルドロフスク州、サハリン州やハバロフスク地方など）が存在していて、強いて言えば、そこではロシア人（ルースキー）が多数派を占めていた。それらの行政領土体には、「自治」という名称は付いていなかった。「自治」というのは、むしろ民族的ファクターに発する領土的自治を意味した。

もつとも、ソ連時代に、民族的ファクターに基づく自治共和国や自治州などが実際に「自治」を行使し得たかという点、そうではなく、それらは党の中央集権的コントロールの下に置かれていた。そうした意味では、ロシア内の民族的な国家体・領土体と州などの行政領土体との違いは実質的にはなかった。強いて言えば、「アフアーマ

ティブ・アクション帝国」としてのソ連<sup>21</sup>では、例えば自治共和国におけるソヴェエト代議員や政府機関などの要職において地元のタイトル民族が人口比率に比して多めに代表される傾向にあり、非ロシア系諸民族の高等教育終了率もロシア人に比べてむしろ高かったくらいである。

「アフアーマティブ・アクション帝国」における民族エリートの輩出は、党への忠誠という前提があつたが、ペレストロイカ以降、一連の国家主権宣言を経て自治共和国や大半の自治州がロシア連邦を構成する「共和国」に改組されていく過程では、それぞれの地域の民族エリートが、ヘゲモニーを再構成しようとしていった。また、共和国が遠心化していくにしたがつて、州や地方の行政領土体の指導者にも不満が目立ち始めた。このことはいくつかの側面から説明できる。

例えば、ロシア人（ルースキー）は、ロシア全体で人口数の面で優越的でありつつも「自分の国家」を持ったことがないという一見したところ奇妙な見解すら取り沙汰された<sup>22</sup>。つまり、非ロシア系の主要な民族の名称を冠した共和国が多数存在する一方、なぜ「ルースキー」の名称を冠したそれがいいのかという論争すら生み出されるにいたつたのである。実は、この問題は根深く、ソ連時代にも議論されていたが、ソ連ではそれが強いて政治的問題になることはなかった。

この問題がソ連解体後のロシアで取り沙汰された背景には、単に「ルースキー」の共和国が存在しないという純民族的な問題というよりも、ロシア連邦制の再編過程における中央と諸地域・諸民族共和国との間の権限の分配（予算や税制など）、民営化にからむ諸資源の分捕り合戦の問題が背景にあつた。そういう意味では、ソ連解体後のロシア連邦制の再編問題は狭い意味での「民族問題」という視点だけでは割りきれないのは事実である<sup>23</sup>。州や地方といった行政領土体からみた場合、民族共和国は、国家主権宣言などを通じて中央からの離反傾向をみせたと同時に、中央との個別のかけひきを通じて、ある種の「特権」を引き出しているという不満が背景にあつた。他方、

石油が豊富なタタルスタン、ダイヤモンドなどの鉱物資源にめぐまれたサハハヤクトなどの民族共和国は、ソ連時代のように資源を中央に「搾取」されるのではなく、逆に権益、利権を増加させたがる。

したがって、それらが民営化や再分配にからむ「経済問題」としての質を持つとしても、しかし他方では「経済問題」は再び「民族」というファクターにも連動した。資源の分配、民営化、それを操作する政治権力構造の中枢において、民族共和国のタイトル民族がソヴィエト時代の人的資源を利用しつつ優位に立ったからである。そうした民族共和国のタイトル民族の政治的・経済的支配層は、ソ連時代の共産党特権層を意味する「ノメンクラトゥーラ」とのアナロジーで、「エスノ・ノメンクラトゥーラ」とも呼ばれた。旧共産党時代の民族共和国の幹部が過去の人脈や既得権を利用して「エスノ・ノメンクラトゥーラ」に横滑りする場合も多い。そうした「エスノ・ノメンクラトゥーラ」にとって、「民族共和国」の存在は都合がよく、タイトル民族の「自決権」といった言説も大衆動員のために効果を發揮した。何が「経済問題」で、何が「民族問題」なのか、れっきとした境界を確定するのは困難であるが、強いていうと、ソ連時代以来、民族的ファクターに規定されてきたロシアの連邦制の下で、「民族問題」は「経済問題」ともなり、「経済問題」は「民族問題」にもなり得た。

このように、「民族国家体」、「民族領土体」と「行政領土体」という、地位の異なる複数の単位を含むロシアの連邦では、「非対称的連邦」 *asimmetricheskaja federatsia* としての内実が、より強く意識されるようになった。

「非対称的連邦」のような制度は必ずしもロシア特有ではないが、ソ連解体後のロシアの状況に照らして「非対称的連邦」の行方や改組については、まず、大雑把に単純化していうと、二つの類型が考えられた。

まず、一連の「主権宣言」をなしていった旧自治共和国、自治州、自治管区の流れを追認していくという傾向である。「主権」に該当するロシア語は「スヴェレニチェート」 *suverenitet* で、このような動向は、「スヴェレニザーツィヤ」（主権化）とも呼ばれた。この副次的効果として、州や地方といった単位も自らの権限を向上させようと

する行動に出たことも挙げられる。ロシア人が多く居住する通常の州や地方といった行政領土体において、あるいはそれらの行政領土体が複数集まって「共和国」の樹立が企図された時期もあった（後述）。これらは必ずしも「ロシア人（ルースキー）のための共和国」というエスノナショナルな大義名分ではないが、既存の民族共和国への不満と対抗意識があった。

次に、中央からの離反傾向や権限増加に走る民族共和国の動向、あるいはそれに触発される州や地方の動向を抑えるために、いつそのこと民族的ファクターによって設立されたソヴィエト連邦制の残滓をもつロシア連邦内の民族共和国という国家内国家のような発想をやめ、ロシアを道州制のような平準化された構成主体もしくは帝政ロシアにあつたような「県」といった行政単位に改組し、連邦制を均していくという発想である。「県」に該当するロシアが「グベルニヤ」*gubernia*で、こうした方向性は「グベルニザーツィヤ」（県化）と呼ばれることもあった。「グベルニザーツィヤ」は、必ずしも既存の領土単位の境界を全く無視して境界を引き直したり帝政時代の行政区画をそのまま復活させるということではないが、民族的ファクターよりも、地理的・経済的領域性（沿ボルガ、ウラル、極東など）から連邦をとらえ直そうとするものである<sup>27</sup>。なおかつ、従来なされてきたような、「民族共和国」におけるタイトル民族とその他の住民といった事実上の区別の発想に批判的である。

「スヴェレニザーツィヤ」（主権化）は、ソ連のペレストロイカ以降に相次いだ主権宣言の連鎖という動向の延長上に位置しているが、この傾向を突き詰めていくと、ロシアは、民族的ファクター、地域的ファクターを問わず、「国家」を自認する単位の集まり（国家連合）に近くなったであろう。ロシアの分解を危惧する者や、ロシアの「統一的憲法空間」*edinnoe konstitutsionnoe prostranstvo* の実現を願う者、あるいは連邦中央権力は、この傾向を警戒した。「スヴェレニザーツィヤ」を批判的にみる側は、時としてそれを「封建的割拠」のアナロジーを用いて憂慮した。

「グベルニザーツィヤ」(県化)は、ロシアの「国民国家」化にとって適合的であるが、民族問題を抱えるロシアで短期的に実現しようとしても、コンセンサスは得られず、民族共和国が抵抗するであろうから、別な意味でロシアの遠心化に帰結しかねなかった。ただし、長期的にみるとどうなるかはわからない。例えば、現在、アメリカ合衆国の連邦制が民族原理によって成り立っていると説明する者はいないだろうが、歴史をたどっていくと、ルイジアナ州はフランス語住民、ニューメキシコ州はスペイン語住民が多かったことなど、州にはある種のエスニックな要因がからんでいた。

もつとも、「スヴェレニザーツィヤ」、「グベルニザーツィヤ」といった分類はあくまで類型の両端であり、以上のような分類がすべてではなく、民族問題を考慮した連邦制のあり方については、色々な角度からの構想が出されていた。例えば、新憲法起草作業のために第一回ロシア人民代議員大会の決定によって設置された憲法委員会の書記であったルミヤンツェフは、連邦制に関する三つのヴァリエーションを示していた。<sup>28)</sup>

それに即して言うと、一つ目は、「非対称的連邦」をさらに徹底させたもので、民族共和国のみが条約に基づいて中央と連邦的関係を結ぶという方法であり、州や地方はロシア連邦の構成主体ではないという位置づけである。このことは、州や地方などの行政領土体がロシアの外にあるという意味ではなくて、ロシアが、民族共和国との関係では連邦だが、州や地方との関係ではさながら単一国家であるという二重性を意味する。このような二重性は、元々、ソ連時代の学説との共通性もある。<sup>29)</sup>「ロシア民主改革運動」のリーダーの一人であったA・サブチャーク(元レニングラード市長)らが一九九二年に公表したロシア新憲法草案も、ロシアが主権的な共和国、「グベルニヤ」(県)、民族自治体(自治管区等)からなるとされ、なおかつ連邦中央と条約を結ぶのは共和国だけという位置付けであり、他方「グベルニヤ」(県)の行政はロシア連邦の執行権力を構成する——つまり連邦管轄——という位置付けであった。<sup>30)</sup>

二つ目は、民族的文化自治を伴った単一国家である。これは、従来の民族的領土原理を全く否定するものではないが、集権的な国家構造の枠内で民族的事項に関する一定の自治を一定の諸地域や民族集団に付与するというものである。しかしルミヤンツェフによると、現状下(当時)で「主権」を宣言している共和国がこの構想を受け入れることを期待するのは夢想であるとしていた。確かに、ロシアの有力な諸民族、とりわけその支配層は、単に民族的事項に関する自治(言語や教育の自治)を欲していたというよりも、共和国などの国家体を通じて政治的・経済的な既得権益を築こうとしていたと言える。あるいは、裏返して言う、民族共和国の主権を守ろうとする者が、必ずしも文化や言語に関して「民族主義者」とは限らない。

三つ目は——憲法委員会が肯定的に位置付けているもので——分離主義指向と単一国家指向の中間に位置する連邦制という構想であり、民族共和国の存在を否定しているものではないが、雑多な連邦構成主体の地位を同権的なものに改組していくというものである。ルミヤンツェフによると、雑多な連邦構成主体が濫立していることは、市場経済のロジックや巨大な国家の合理的統治に矛盾するという。

もつとも、ほぼ同様な動機から州や地方を同権的な連邦構成主体にしていくことにむしろ反対の声もあり、シャフライ(当時人民代議員、後に副首相)は、州や地方をも連邦の同権的構成主体としていくことは、所与の政治的、経済的状况ゆえに「連邦“候国”の雪崩を打ったような設立への道であり、ロシア崩壊への道である」と述べていた<sup>(35)</sup>。また、シャフライは人民代議員大会にて「地方や州および共和国の同権的地位という連邦条約のコンセプトや理念は大きな間違いだと思う。共和国は民族国家である。地方および州には、共和国と同等な社会・経済的、財政的権限を与える必要がある。これが地方および州にとって主たるものである。しかし、八八の最高会議や八八の政府などを許してはならない。連邦の理念を共和国の理念に導くという、ばかげたことをしてはならない。」と述べている<sup>(36)</sup>。八八という数は、共和国や自治州、自治管区、地方、州、二大都市(モスクワ、ペテルブルク)を含

む数である。彼は連邦構成主体の「同権的」という理念それ自体を否定しているようではないようだが、構成主体がすべて「共和国化」することに危惧を抱いていたようである。

### 「条約的連邦」から「憲法的連邦」?

ソ連解体後、ロシアの国家構造を定めるための政治的懸案は、新憲法の制定と新連邦条約の締結であった。問題は、憲法と連邦条約との関係である。まず、ソ連は、既述のように形態からいえば一九二二年に「ソ連結成条約」によって樹立された。しかし、ソ連の一構成国であったロシアの連邦制は、ソ連結成にみられたような条約によるものではなく、一九一八年の「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国憲法」制定以降、数次にわたって改正されてきた連邦および自治共和国の憲法によるものである。となると、そうしたロシアの歴史的背景に照らして、なおかつ改めて「連邦条約」を結び直すことの根拠が問われたが、それは前述したように、旧自治共和国などが主権宣言をするなどして、ロシアの国家体制自体が流動化していたからである。旧体制が崩壊していく過程で、連邦権力と共和国や行政領土体の権力との間の権限の分配のあり方も混乱をきわめた。

そうした流動的状況の下で、ロシアが、「条約的連邦」*dogobornaja federatsia*（もしくは国家連合）になるべきなのか、それとも「憲法的連邦」*konstitusionnaja federatsia* であるべきなのか、あるいは両者の中間形態としての「憲法的・条約的連邦」*konstitusionno-dogobornaja federatsia* なのか、国政において論争になっていった。

国家主権宣言をなした第一回ロシア人民代議員大会後、ロシア最高会議幹部会が、新連邦条約策定のために決定を出していた<sup>38</sup>。そこでは、将来の連邦条約に、ロシア連邦制度の基本原則に関する宣言、連邦と連邦構成主体との間の二国間および多国間条約、多様な形態の民族のおよび地域的構成体の復興、改組および創設についての条約を含むとされた。また連邦条約起草作業のための、連邦構成主体の代表者からなる連邦会議 *Sover Federatsii* も創設

された。もちろん、この時点では、将来の連邦の形態がいかなるものになるのか、明らかにってはいいない。

連邦条約についての実質的審議は一九九一年三月から四月にかけて開催された第三回臨時ロシア人民代議員大会において始まった。当時ソ連がまだ存在していたため、ソ連とロシアとの関係も審議されていたが、ここで論点をロシアの連邦制にしると、「主権」にこだわる諸共和国の動向、諸地域の不満、他方でロシアの分解を危惧する意見が入り乱れ、調印に向けた作業は難航していた。<sup>(34)</sup> バシコルトスタン出身のある議員は、かつては共和国の「主権」を援護しつつも今やそうでなくなっているエリツィン最高会議議長（当時）の「変節」を議場において名指しで批判していた。<sup>(35)</sup> 同人人民代議員大会において採択された決定「ロシアの民族国家建設の基本原則（連邦条約）について」は、ロシアの国家主権宣言とロシアを構成する共和国の国家主権宣言の双方に言及し、自治州、自治管区、州および地方（道）の地位を改組しつつ、ロシアを諸民族の同権原則、自発的統合、多民族ロシアの一体性の維持に基づいて国家を建設するという主旨を打ち出し、ロシア最高会議および連邦会議に、調印に向けた起草作業を委任した。<sup>(36)</sup>

他方、第五回臨時人民代議員大会（一九九一年一月）では、新憲法草案の内容に関する審議が行われた。新憲法草案に関する基調報告を行ったエリツィン大統領（同年六月に初代ロシア大統領に当選し、憲法委員会議長を兼任）は、ロシア連邦が「共和国」と「ゼムリ」zemli（ロシア語で土地や郷土という意味）という構成主体からなる」と説明し、とりわけ後者は従来の州や地方が基礎となり、場合によって複数の州や地方が統合して形成される、とした。<sup>(37)</sup> 「共和国」と「ゼムリ」は平等な地位にあるという。連邦構成主体の「平等な地位」という位置付けは、民族共和国側からみると「主権」の否定としても映り、民族共和国出身の議員は反発した。

そもそも憲法委員会の数次にわたる憲法草案では、共和国に「主権」という形容が付いたことは一度もなく、連邦制度を規定した章の中で、既存の共和国や領土の地位の変更手続きや一定の住民の意向による新たな共和国の形

成可能性について規定している条文が盛り込まれており、民族共和国側が警戒した。少なからぬ民族共和国で、タイトル民族が人口比率の面では過半数を下回っていたからでもあろう。<sup>39</sup>あるいは、タイトル民族が多数派であっても、少数派が分離運動や帰属変えを要求する可能性もないとはいえなかった。他方、その当時施行されていた旧ロシア連邦憲法では、その第八〇条で、共和国、自治州・自治管区、地方・州に関して、「(これらの国家体あるいは領土体の)同意なしには領土は変更され得ない」と規定されていただけであつた。<sup>40</sup>それに比べれば憲法委員会の草案は、従来の連邦構造の流動化を予兆するものではあつた。そうした見地からみると、民族共和国は、一連の主権宣言を通じて頭角を現していったという意味では「急進的」であつたが、既存の領土の擁護および「非対称的連邦」の維持という意味では「保守的」であつた。

当時、ロシアの連邦制度改革に関して、連邦条約起草者の論理と憲法起草者の論理とが食い違いをみせていたようである。すなわち、トートロジーになるが、「条約的」論理と「憲法的」論理との違いである。「主権」をめぐる意見対立が、そのことを象徴していた。

そうした最中、タタルスタンの動向が憲法裁判になった。ロシア憲法裁判所は、ロシア最高会議およびロシア人民代議員大会の代議員集団の要求に基づき、前述したタタルスタンの国家主権宣言およびその後のタタルスタンで採択された共和国憲法改正条文、共和国レフェレンダム法および共和国の国家的地位を問うレフェレンダムの施行に関するタタルスタン共和国最高会議の決定と、当時のロシア連邦憲法との適合性を審査した。<sup>41</sup>一九九二年三月三日の判決(決定)は、タタルスタンの国家主権宣言の中でロシア連邦法に対してタタルスタン共和国法の優位をうたっている部分、また、タタルスタン共和国が条約に基づいてソ連、ロシア連邦や他の共和国と関係を形成すると宣言した憲法改正条文(この改正条文が採択された時、まだソ連は存在していた)、そしてタタルスタン共和国が国際法上の主体としてロシア連邦や他の共和国と関係を取り結ぶことの是非をレフェレンダムで問う決定を、口

シア憲法に違反すると判断した。

ロシア憲法裁判所は、「主権」の援用それ自体を否定していなかった。また、タタルスタンがロシア連邦や他の共和国と条約を結ぶこと自体も否定していなかった。しかし、憲法裁判所の見解は、ロシア連邦と共和国との関係は何よりも憲法を基礎として確立されるものであり、その枠内で条約締結が可能というものであった。従って、タタルスタン共和国が、ロシア連邦の構成主体であることを前提とせず、に国際法上の主体としてロシアや他国と条約関係を取り結ぶという、本来の意味での「主権国家」的な自己規定は、一方的に国家体制の変更を意味するから憲法違反であると判断したのであった。

タタルスタン共和国が国際法上の主権国家として他の諸国との関係と取り結ぶという位置付けに関して、ロシア憲法裁判所は国連の社会権規約や自由権規約——ソ連は一九七三年に批准——等で規定されている「人民の自決権」との関わりにおいても論じている。すなわち、ロシア憲法裁判所は、タタルスタンの動向を、他ならぬ「人民の自決権」から派生したものと位置付けた上で、しかも既存国家の領土的一体性や国家の統一性という他方の原則を引き合いに出すことによって、相殺している。

なお、この憲法裁判所の判決が出た直後にタタルスタンで行われたレフェレンダムでは、有権者の八二%が投票し、そのうち六一%が「タタルスタンの主権」に賛成した<sup>6)</sup>。

さらにその直後の一九九二年三月三十一日に、ようやくロシア連邦の構成主体（共和国、地方、州、モスクワ市、サンクトペテルブルク市、自治州、自治管区）の全権代表者、ロシア最高会議議長ハズブラートフ、ロシア連邦大統領エリツィンとの間で連邦条約が調印されることになった。その後、第六回人民代議員大会は連邦条約を承認し（賛成八四八、反対一〇、保留四〇）、その内容を、当時施行されていたロシア連邦憲法に含めることを決定した。連邦条約は三つの部分からなり、まずロシア連邦とロシア連邦を構成する「主権共和国」——民族国家体——

との間の権限区分条約、次にロシア連邦と地方、州、モスクワ・サンクトペテルブルク市——行政領土体——との間の権限区分条約、そしてロシア連邦とロシア連邦を構成する自治州および自治管区——民族領土体——との間の権限区分条約である。

これらのことから、ソヴィエト時代に由来する「非対称的連邦」の構造を残す形で複数の連邦条約が結ばれ、民族共和国には「主権」という冠が付くことになった。だが、民族共和国との間で結ばれた連邦条約をみても、連邦中央には依然として国家としての主要な権限が保持されており（連邦憲法・連邦法遵守のコントロール、安全保障など）、共和国は「主権」的というものの、文面上は連邦中央の管轄、連邦中央と共和国との共同管轄以外の領域で全権を行使できるに過ぎなかった。ただし、共和国の領土および地位は、その同意なしに変更できないこと、共和国は憲法に反しない限りで他の構成主体と自主的に対外経済関係を結べること、土地や天然資源が当該共和国に居住する人民の所有であることなどが明記された。予算および税制については、あいまいな点が多く、連邦と連邦構成主体との間でどのような権限分割がなされるのか明確に規定されていなかった。

民族国家体、行政領土体、民族領土体という複数の次元の構成主体ごとに連邦条約が結ばれたにもかかわらず、この条約の策定に関わったアブドゥラチーポフ（当時、ロシア最高会議民族院議長）の注釈によると、すべての連邦構成主体は平等で、同一の権限および義務を有するのだという。ただし、過去の伝統に由来して共和国には国家としての地位が与えられ、憲法および立法・司法権・執行権を持ち、固有の民族国家的なシンボルを有するのだという。そして、ロシアは「憲法的・条約的原理」によって成り立つという説明が与えられた<sup>(45)</sup>。ただし、この場合、連邦条約それ自体に「制憲的」*uchreditel'ny, constituent* な性質があるわけではなく、連邦条約はロシア国家創設の条約でもないという<sup>(46)</sup>。

なお、この連邦条約にタタルスタンとチェチェンは参加しなかった。

### 九三年ロシア連邦憲法と連邦制

ロシアが国家主権宣言をなした後、ロシアにおける改革派の象徴であったエリツィンは、かつてはロシア最高会議議長であり、憲法委員会議長でもあった。しかし、一九九一年三月にロシアにおける大統領制導入がレフェンダムで承認され、その後エリツィンがロシア初代大統領に就任してから、保守派が一定の割合を占める議会（最高会議）と執行権力としての大統領が日増しに対立を深めていった。

議会側（議長、ハズブラートフ）と対立していたエリツィン大統領は、独自に憲法協議会を組織し、強大な大統領権力を可能にする憲法草案を作成していた。<sup>47</sup>一九九三年六月に公表された憲法協議会の憲法草案は、二部構成で、第二部は一九九二年三月に調印された三つの連邦条約から成っており、<sup>48</sup>第一部の総則のところでは、ロシア連邦が「憲法およびその不可分をなす連邦条約を基礎として連邦構成主体を統合した」国家と位置づけられた。しかし第一部の連邦制に関する規定では共和国に関して、もはや「主権」という用語は姿を消していた。これは、「非対称的連邦」を同権的な連邦構成主体に収束させる目的があった。共和国、地方、州、連邦的意義を有する都市（モスクワ、サンクトペテルブルグ）、自治州、自治管区という連邦構成主体は、「自治的な領土体」と一般的に位置づけられた。

地方のコンセンサスをとりつけるために、その後、エリツィンは八九の連邦構成主体の指導者を集めて連邦会議 *Sover Federatsii* の創設を提案し、それを将来の上院にすることを提案したが、うまく行かなかつた。共和国の指導者達は、連邦構成主体の平等性という提案について、共和国の地位の低下を読み取り、危惧を抱いた。

エリツィンが打開策としてとった方法は、敵対するロシア最高会議の活動を超法規的に停止し、抵抗する議会を武力で解散させたことであつた（九三年九月―十月）。その時の大統領令「ロシアにおける段階的憲法改革」によって、同年十二月一二日に新憲法草案のレフェンダムを施行することが決定された。

レフェレンダムにかけられる新憲法最終草案では、「主権」のみならず九一年三月の連邦条約が姿を消しており、経過規定において、連邦条約が「ロシア連邦憲法の規定に適合しない場合は、ロシア連邦憲法の規定を施行する」と触れられるのみであった。憲法草案はレフェレンダムによって採択された（しかし投票率、賛成率もさほど高くなかった<sup>49</sup>）。かくて、エリツィン大統領が組織した憲法協議会においても、当初、憲法と連邦条約が互角の位置をしめていたのが、最終的に、憲法の側が優位に立つことになり、連邦条約は、事実上「死文化」した。「死文化」したといっても、連邦条約で規定されていた内容が無意味になってしまったというのではなく、連邦と連邦構成主体との間の権限区分に関する類似の規定が、九三年憲法の第三章「連邦構造」においてなされている。ただし、権限区分に関しては、連邦条約が連邦構成主体ごとに三つの条約から成っていたのに比して、九三年憲法では、共和国、地方、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区といった違いは残っているものの、それらが一括してロシア連邦の「同権的構成主体」（第五条）と位置づけられたうえで、規定されている（第七一・七二・七三条）。

これらのことから、連邦条約は正式に「失効」したわけではないにせよ、九三年憲法の当初の草案にあった「（憲法と）不可分をなす連邦条約」という位置付けは後退し、不可分どころか、むしろ二次的な、ある時代を画する政治的文書として後景に退いていったと言える。

十月政変から九三年憲法採択までの間に、地方では連邦制に関する重要な出来事も起こった。スヴェルドロフスク州ソヴィエトによる「ウラル共和国」宣言も、この時期である。それ以前には近隣の諸州を含めた「拡大ウラル共和国」構想もあったが、連邦中央が個別の交渉に乗り出して頓挫したため、スヴェルドロフスク州が単独で「ウラル共和国」を宣言することになった。この「ウラル共和国」宣言（およびそれに対応するウラル共和国憲法の採択）に関して、ロシア連邦大統領府のニコライ・メドベージェフが新聞紙上でいくつかの見地を明らかにしてい

た。まず、スヴェルドロフスク州の指導者達が、自由な経済的發展および連邦構成主体による同等な税負担という理念を主張するのは理にかなっているが、法的には州が「共和国」の形態や憲法を有する権限、またレフエレンダムでそれらについて問う権限はないとしている。また、こうした状況からの打開は何かという質問に対して、メドベージェフは、出口は一つで、ロシア連邦を構成する民族共和国が主権を断念することだという。また、主権とは国際法上の主体のみを意味し、それがあるのはロシア国家だけで、「二二八のエトノス」が存在するロシアにおいて各民族・人民が主権や自決権を援用することを「古典的なソヴィエト的・ボリシェヴィキ的伝統の精神」と批判していた<sup>⑤</sup>。このように、元々、行政領土体に過ぎなかった地域での「共和国」宣言のような動向が批判的にみられ、その返す刀で民族共和国の「主権」が批判されていた。

他方、スヴェルドロフスク州のある法学者が、ロシアの連邦制にとつて、民族的ファクターのみならず経済的ファクターが重要で、地方や州を国家体に改組していくために財政的な自主性を主張するケースもあった<sup>⑥</sup>。

なお、翌月九日にエリツインは同州ソヴィエトを解散し、州知事も解任した。もともと、エリツインが「ウラル共和国」を承認しなかったのは、直後に控えていた新憲法草案のレフエレンダムを成功させるために既存の民族共和国を刺激しなくなかったからだ、という説もあった<sup>⑦</sup>。新憲法制定作業が、長らく、州などの諸地域と民族共和国の両者から板ばさみにあつてきたため、採択された九三年憲法において、「非対称的」な構成主体を残したのは民族共和国への譲歩であるともいえ、にもかかわらずすべての連邦構成主体が「同権」であるとしたのは、州や地方の意向を汲んだのだといえる。さもなければ、レフエレンダムで採択されることは困難であつただろう。

それでも、レフエレンダムに際して、共和国レベルでは概して新憲法草案の人氣は低かつた。チエチエンやタタルスタンは新憲法の正統性を承認しなかった。

## 連邦構成共和国憲法と「主権」

九三年憲法における「主権」とは、ロシア連邦の主権（主権の担い手は「多民族からなる人民」）であり、ロシア連邦の憲法および法律が全土で最高性を有すると規定された（第四条）。問題は、ロシア連邦憲法と連邦構成共和国の憲法との関係である。九三年憲法体制においても共和国は独自の憲法を定めることができるが（第六六条一項）、それは連邦憲法および連邦法に適合していなければならない（第七二条一項）。九三年憲法採択直後から約一年の間にいくつかの共和国で新憲法採択が相次いだ<sup>53</sup>。しかし、ソ連解体後、チェチェン共和国、サハハヤクト共和国、タタルスタン共和国、トゥヴァ共和国では、九三年憲法が採択される以前に共和国憲法が新たに採択されている<sup>54</sup>。いずれの共和国憲法でも、近代的な人權原理や権力分立原理が採り入れられていったが、ここでは「主権」をめぐる問題、ロシア連邦との関係、「民族自決権」などを争点にする（以下、当時の共和国憲法の条文の出典は、特に注を付さない場合には *Konstitutsii respublik v sostave Rossijskoj Federatsii, Sbornik dokumentov, Moskva, 1995.*）

／「ロシア連邦構成共和国憲法 資料集」モスクワ、一九九五年、からのものとする）。

例えばサハハヤクト共和国で憲法草案が公表されて審議が進んでいた時、ロシア人民代議員大会によって設立された憲法委員会のメンバーのL・マムートは、ロシア連邦を構成する共和国が、連邦憲法が採択される前に、共和国憲法の準備作業を強化し採択するのは政治的にも法的にも受け入れがたいと批判していた。なおかつ、サハハヤクト共和国憲法の草案において共和国の「主権」、「国家主権」という用語が頻繁に登場していることについてマムートは、主権的な連邦国家としてのロシア国家体制の枠内で他の政治的主権形成体が存在することは不可能であるとしていた。<sup>56</sup>

共和国憲法が自己の「主権」「国家主権」にこだわるのは、九〇年以降の一連の主権宣言の流れをみれば自然なことでもあり、九二年三月の連邦条約においても共和国には「主権」という冠が付いていた。共和国の「主権」と

いっても、その用語に託される思惑は様々であり、場合によっては象徴的な域を出ないものもあるが、サハハヤクト共和国憲法草案の段階では、「国際法の主体」という自己規定がなされ、「ロシア連邦からの脱退権」という規定までも現れており、文面上、かなり強度な主権を主張していることになる。これもマムートによって批判されている。

もつとも、実際に採択されたサハハヤクト共和国憲法<sup>(56)</sup>では、「ロシア連邦からの脱退権」は姿を消しており、「国際法の主体」という表現も緩んで、「国際関係および対外経済関係の自主的参加者」と位置付けられている<sup>(57)</sup>（第九条）。しかし肝心のロシア連邦との関係については、「自発性と同権原則によりつつ連邦条約を基礎とするロシア連邦構成主体」（第八条）という形で条約的原理にこだわりをみせている（この憲法が採択された時期と連邦条約が調印された時期とが重なるので、当然といえば当然だが）。

共和国憲法における「主権」規定について、いつそう急進的であったのは、再三言及してきたタタルスタンである。九二年一月に採択されたタタルスタン共和国憲法で際立ったのは、タタルスタンが自主的にその国家的・法的地位を決定すること、国際的義務と矛盾しない限りタタルスタンの法律が領土内で最高性を有すること、タタルスタンが国際法的主体であること、そしてロシア連邦に関しては相互の権限委譲についての条約をもとに結合すること、といったロジックである（傍点は筆者強調）。

タタルスタンがその国家的・法的地位を「自主的」に決定するというのは、一見したところ「自決権」の論理にもかなっているが、ロシア連邦憲法の論理では共和国などの地位は「自主的」に決定できない<sup>(58)</sup>。タタルスタンの法律の「最高性」についても、連邦法との関係が前提とされておらず、「国際法的主体」としてのタタルスタンとロシア連邦との関係は垂直的なものではなくて水平的なものになっている。なおかつこれらは、前述した憲法裁判所の判決やタタルスタンにおけるレフェレンダムの結果、そして連邦条約不参加を経てのことである。また、当時、

タタルスタンではソ連解体後に結成された独立国家共同体C I Sにロシアやウクライナと並んで加盟しようという見解も広がっていた。<sup>⑧</sup>

トウヴァ共和国の憲法は、「ロシアを構成する主権的民主国家」と自己規定したが、これはタタルスタンに比べれば比較的穏当としても、同時に「トウヴァ共和国の全人民投票によって自決およびロシア連邦から脱退する権利を持つ」と第一条で規定された。ロシア連邦との関係も連邦条約を基礎にすると規定された。チェチェンは、九一年一月一日に完全独立を宣言しているため、その後採択された共和国憲法の中に、もはやロシア連邦との関係に言及する規定は一切出てこないものであり、わずか憲法施行規則の中に「ソ連およびロシアの法律、またその他の規範的法令は、それがチエチエン共和国憲法に矛盾しない限りにおいて、領土で有効性を持ち続ける」とあるのみである。

以上は、九三年ロシア連邦憲法が採択される前の状況である。しかし九三年憲法が採択された後にいくつかの共和国で採択されていった共和国憲法も「主権」にこだわりを見せ続けている。

九三年憲法採択直後にバシコルトスタン共和国で採択された憲法において、バシコルトスタンの「国家主権」概念は、タタルスタン共和国と近似性をもっている。すなわちバシコルトスタン共和国は自発的かつ同権的にロシア連邦に加入するのであり、それらは二国間条約で規定されるという（第五条および第七〇条）。またロシア連邦の法律の効力は、バシコルトスタン共和国が自発的にロシア連邦の管轄に委譲した問題については義務的であるが、その他はバシコルトスタン共和国の憲法および法律が最高性をもつという（第四条および第一条）。九三年ロシア連邦憲法が「上から」組織される連邦制原則の下で連邦法の最高性をうたっているのに対して、ここでは、共和国が自発的に連邦に委譲しない領域では共和国法が最高性を有するという「下から」の論理が垣間見え、両者の論理は拮抗している。

コミ共和国やブリヤート共和国の憲法は、やはり共和国の「主権」に言及しているものの、九三年ロシア連邦憲法の論理を汲んでいる。コミ共和国憲法において、コミ共和国の地位は共和国憲法およびロシア連邦によって決定されると規定され（第六一条）、ブリヤート共和国憲法に関しては、同様な規定の他、ブリヤート共和国とロシア連邦との関係が「憲法的・条約的」と説明されている（第六〇条二項）。イングーシ共和国、ダゲスタン共和国、北オセチア共和国憲法もほぼ同様である。ただしこれらは、いずれも九三年ロシア連邦憲法のロジックを尊重するのみならず、九三年憲法では後景に退いたかに見える連邦条約にも、重きを置いている。共和国新憲法制定において「主権」という文言を憲法に持ち出さなかったのがカルムイク共和国の憲法は、前文では「ロシア連邦の国家的一体性の維持」に言及し、ロシア連邦との関係については、「同権的な連邦構成主体」と規定するにとどまり（第一条）、九三年ロシア連邦憲法の枠内におさまるものである。

このように、九三年ロシア連邦憲法制定に前後したいくつかの共和国憲法の動向については、九三年ロシア連邦憲法制定以前のほうが、「主権」に託す強度が高かった傾向が見出され得る。ただし、これは単に時系列的問題のみならず、タタルスタンやバシコルトスタンは比較的人口が多く経済力や資源の点で勝っているという事情もあるだろう。一九八九年の国勢調査の時点でのタタルスタンの人口は約三六四万人で、バシコルトスタンが約三九四万人である。それに対してコミ共和国は約一二五万人、北オセチア共和国は約六三万人、カルムイク共和国は約三二万人といった具合である。もともと、このことは、人口数が少なければ国家や民族の独立心が弱まるということを必ずしも意味しない。チェチェンは人口百万に満たないが独立闘争やそれへのロシアの介入は凄惨をきわめてきた。ソ連から独立したエストニア共和国は、独立当時の人口が約一五六万人であったが、これはロシア内の旧自治共和国だったタタルスタンやバシコルトスタンよりも、はるかに少ない（もとよりタタルスタンなどは、かつてのラトヴィアやエストニア、アルメニアなどより人口数が多いのになぜ自治共和国の地位に甘んじていたのかという

不満を持っていた)。

いずれにせよ、九三年ロシア連邦憲法では、連邦制度に関する条約的論理や共和国の「主権」的位置付けが後景に退いていき、ロシア連邦の主権の下での憲法的な連邦という位置付けが強くなっていったが、一部の有力な連邦構成共和国では、むしろそれに拮抗する動きがみられ(「国際法的主体」や国家連合的指向など)、また、そうでなくとも「主権」や条約的論理へのこだわりが共和国レベルでは根強かったと言える。

九三年ロシア連邦憲法制定期において、タタルスタンやチェチェン、バシコルトスタンなどは、事実上、独立国家のようにふるまっていたであろうし、概して、連邦憲法や連邦法と共和国憲法や共和国法との間の齟齬も目立った。ソ連時代には、憲法とは「獲得されたものの記録」というイデオロギー的な説明がなされていたというが、九三年憲法における連邦制のロジックは、「いまだ獲得されざるものの記録」という意味でイデオロギー的であった。

しかし、エリツインもある種のプラグマティストであるがゆえに、九三年憲法制定後、かつての連邦条約が後景に退いたと思われたまさにその瞬間、今度はタタルスタンと二国間の権限区分条約を結び直すのである。これはタタルスタン共和国の「国際法的主体性」などを承認したのではなく、内容も九二年三月の連邦条約とさほど変わるものではない。しかし、九二年三月の連邦条約(ロシア連邦と共和国との間の条約)が、ロシア連邦の管轄、ロシア連邦とそれを構成する共和国との共同管轄、それ以外の共和国の管轄という順番で規定されていたのと反対に、今度はタタルスタン共和国管轄から規定されることになった。そこでは、共和国の予算権、課税権の他、連邦管轄以外の共和国財産(天然資源、企業など)の所有、利用および処分権、ロシア連邦憲法に反しない限りでの国際関係への参画、国立銀行の創設などが列挙された。<sup>⑧</sup>九二年三月の連邦条約に比べると、より踏み込んだ形での共和国権限が規定されていた。このような二者間の交渉によって、タタルスタン共和国とロシア連邦は、歩み寄るこ

とになったのだろう。

九三年憲法では「ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限区分は、本憲法、管轄事項および権限区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によつて行う」とある(第一一条三項)。これは共和国の主権を前提とした条約による連邦という、かつての論争のカテゴリの一翼を意味するのではなく、九三年憲法を前提とした権限区分条約を、連邦構成主体との間で結び得るということであろう。このように、従来生じてきた連邦と連邦構成主体との間の綻びや矛盾に対して、個別の権限区分条約という形で、アドホックに、現実政治的に対応していかなければならなかったのである。エリツィンはソ連のゴルバチョフに對抗している時期には、ロシア内の共和国(旧自治共和国)の主権にテコ入れすることもできたが、ソ連解体後、それについての後始末に追われてきたといえる。

#### 連邦構成共和国憲法と「民族自決権」

次に、ここで重要なのはロシアの連邦制を彩る「民族自決権」のロジックと連邦構成共和国における内部の権力編成の問題である。ソ連のペレストロイカ時代から「主権」と並んで「民族自決権」という神学的用語が一人歩きしていた状況はすでに指摘した通りだが、ロシアの連邦条約や九三年憲法の前文でも、やはり「諸民族の自決権」という用語が宣言的文言として登場する。ロシアの各種政治的、法的文書において、「民族自決権」は頻出するが、それが法的に厳密に定義されたことはない。例えば人民や国民の意思といった場合、それは国会の議決やレフレンダムの結果として、間接的・直接的民主主義の手続き的形態を経て法的に集約されていくことはあるが、「民族自決権」に関してでは必ずしもそうではない。強いて言えば、例えば民族共和国の存在がある種の「民族自決権」の形態だということや、母語教育や民族文化維持・発展のための民族文化団体の教育自治や言語自治などもあ

種の「民族自決権」だという仕方では説明され、さらにそれが個人的権利や集团的権利として把握される。また、「民族自決権」行使が他の民族住民の権利を侵害し、極端な場合、内戦や「民族浄化」に行き着くのではないかと、この懐疑も、従来、繰り返して指摘されてきた通りである。これらの意味で、「民族自決権」の可能性とは、同時にその不可能性と表裏一体でもある。

既述のように、ロシア語では、「民族自決権」の「民族」にあたる語に、エスニック集団としての意味が強い「ナーツィヤ」(ネーション)が用いられることが多いが、同時に「人民」という意味に近い「ナロード」(ピープル)も用いられ、さらに「ナロード」が複数形になると「諸民族」という意味にもなる。各種政治的・法的文書では、「○△民族の自決権」、「○△人民の自決権」、「諸民族の自決権」という用語が錯綜して用いられることが多い。ロシア連邦を構成する共和国の憲法などでもそうである。

諸共和国の憲法は、人権や法の下での平等という近代の原理を取り入れていることもあいまって、特定のエスニック集団のみの排他的支配のみをうたうことはなく、むしろあらゆる民族集団の権利尊重や民族的少数者の権利の尊重という文言が頻繁に登場する。ただし、それと著しく齟齬をきたさない形でタイトル民族の自決権を象徴的に掲げることもある。

例えばバシコルトスタン共和国の憲法第六九条は、「バシコルトスタン共和国は、バシキール民族の自決権の実現の結果として形成されたものであり、共和国における多民族からなるすべての人民の利益を擁護する」(傍点強調、筆者)とあり、エトノスとデモスの二重原理を典型的な形で示している。このような、タイトル民族の自決権プラス多民族的人民の利益擁護という文言のスタイルは、ブリヤート共和国憲法にもみられる。

サハハヤクト共和国憲法は、国家体制の根拠として「人民(ナロード)の自決権」を第一条で援用するが、「ピープル」の意味に近いその「人民」とは「すべての民族住民からなる共和国市民によって構成される」と説明されている。イングーシ共和国憲法は、「イングーシ諸民族の不可分の民族的・国家的自決権の行使」という文言

を用いる。タタルスタン共和国では、国家主権宣言においては「タタール民族の不可侵の自決権」という文言が現れていたが、共和国憲法では、そうした用語が現れない代わりに、主権者が「人民」、「多民族からなる人民」であると位置付けられた。コミ共和国や北オセチア共和国、ダゲスタン共和国の憲法もほぼ同様な形態を採る（あるいは九三年ロシア連邦憲法前文と同様に、憲法前文で抽象的に「諸民族の自決権」に触れられる）。

ただし、国家体制の基礎としてタイトル民族の自決権という文言が共和国憲法に記載されているかどうかという自体は、ある程度象徴的な問題であり、さほど重要な指標ではない。いずれにせよ、連邦制における民族共和国という歴史的な様式自体が、潜在的にはタイトル民族の自決権の形態の一つとして、多かれ少なかれ意識されている以上、公権力の組織や選挙において民族的ファクターがどのような影響を与えているかということが肝心である。

少なくとも憲法の次元で明瞭な形で現れているのが複数国語（国家語）*gosudarstvennye iazyki*とそこから派生する問題である。というのもロシア語はロシア連邦全土の国家語・公用語であると同時に、共和国も固有の国家語を公用語として制定することができる（ロシア連邦憲法第六八条）。例えばタタルスタンであればタタール語とロシア語がタタルスタン共和国の国家語である。多くの共和国が、このようにタイトル民族の言語とロシア語の両者を国家語とし、憲法でそれを規定している場合も多い。これはまず第一に地元の住民の言語的権利に寄与する側面があるが、同時に民族共和国の最高公職者としての共和国大統領の立候補者の資格要件に両国家語の保有を課すケースが共和国憲法にしばしばみられる（タイトル民族の多くがロシア語とのバイリンガルであるが、ロシア語系住民は必ずしもタイトル民族の言語を知っているとは限らない）。九三年ロシア連邦憲法制定と前後して、タタルスタン、バシコルトスタン、サハハヤクト、ブリヤート、イングーシ、北オセチア、トゥヴァの憲法にそうした言語資格要件の規定がみられた。このことは、共和国の元首にタイトル民族の利益を託すものでもあるが、民族や言語などによって差別されない市民の平等という規範（ロシア連邦憲法第一九条二項）と緊張関係も呈する。一部の共和国に関しては、この言語資格の問題が、連邦憲法との関係で憲法裁判になった（これについては言語問題との関

係で章を改めて若干触れる<sup>(82)</sup>。

また、より直接的な形でのタイトルル民族の利益擁護という見地が憲法規範に反映されている場合もある。例えばブリヤート共和国憲法の第六〇条四項は、共和国の地位に関するレフェレンダムを規定するが、その手続きは、「共和国市民の過半数をもって採択されたときのみならず、投票に参加したブリヤート民族の市民の過半数の賛成を含む」となっている。つまり、仮に共和国市民の過半数が賛成したとしても、投票したブリヤート民族の市民の過半数が賛成していなければ採択されないことになる。なお、一九八九年の国勢調査において、ブリヤート共和国全人口約一〇三万人のうち、ブリヤート人の比率は約二四%、ロシア人が六九%その他ウクライナ人やタタール人等である。

他方、トゥヴァ共和国は、一九八九年時点での共和国総人口約三〇万人のうち、トゥヴァ人の比率が約六四%、ロシア人の比率が約三三%であり、トゥヴァ人が過半数を超しているが、トゥヴァ共和国憲法の第三一条は、「共和国籍<sup>(83)</sup>」の取得規則に関して、「トゥヴァ共和国の人口状況を考慮して決定され、基幹民族の安定した優位の保障およびその民族的、文化的、精神的遺産の保護を促進する」と規定する。

民族共和国の存在およびその共和国憲法体制の下では、何らかの形でタイトルル民族（基幹民族）の利益が図られるようになっているとみなしてよい。ただし、それがどの程度のものなのかは、共和国ごとにばらつきはある<sup>(84)</sup>。

いずれにせよ、ロシアの連邦構成主体が、法的には「同権」であっても、「非対称的」構造を残していることを正当化しているのは、つまるところ「民族」さらには「タイトルル民族」というファクターなのである。ロシアの連邦制を規定している「民族自決権」のイデオロギーは、良くいえばロシア国家の歴史を条件付ける多民族間のバランス関係に配慮することにもなるが、悪くいえば共和国レベルでのいわゆる権威主義的統治を現出させることにもなる。

資料 ロシア連邦の主要な諸民族

（単位：千人）

民族名	1989年の人口数	1999年の推定人口数	名称に対応する国家体
総和	147021,9	146368	
ロシア人	119865,9	117883	
タタール人	5521,1	5820,9	◎
ウクライナ人	4362,9	4301,6	○
チュバシ人	1773,6	1836,6	◎
バシキール人	1345,3	1473,4	◎
ベラルーシ人	1206,2	1152,0	○
モルドヴィア人	1072,9	1027,1	◎
チェチェン人	899,0	1085,0	◎
ドイツ人	842,3	584,6	△
ウドムルト人	714,8	727,2	◎
マリ人	643,7	669,0	◎
カザフ人	635,9	691,0	○
アヴァール人	544,0	657,2	◎ *ダゲスタン共和国の主要民族
ユダヤ人	536,8	307,9	◎ *自治州
アルメニア人	532,4	874,7	○
ブリヤート人	417,4	457,0	◎
オセチヤ人	402,3	470,4	◎
カバルダ人	386,1	433,2	◎
ヤクート人	380,2	432,1	◎
ダルギン人	353,3	431,2	◎ *ダゲスタン共和国の主要民族
コミ人	336,3	330,3	◎
アゼルバイジャン人	335,9	462,7	○
クムイク人	277,2	328,3	◎ *ダゲスタン共和国の主要民族
レズギン人	257,3	329,8	◎ *ダゲスタン共和国の主要民族
インゲーシ人	215,1	261,8	◎
トゥヴァ人	206,2	238,6	◎
モルダヴァ人	172,7	188,4	○
カルムイク人	165,8	178,2	◎
カラチャイ人	150,3	169,0	◎
コミ・ベルミヤク人	147,3	146,1	◎ *自治管区
グルジア人	130,7	172,9	○
ウズベク人	126,9	137,6	○
カレリア人	124,9	106,9	◎
アディゲ人	122,9	130,3	◎
ラク人	106,2	122,5	◎
タバサラ人	93,6	118,6	◎
ハカス人	78,5	81,7	◎
バルカル人	78,3	86,6	◎
ノガイ人	73,7	83,0	◎
リトワニア人	70,4	65,2	○
アルタイ人	69,4	76,2	◎
チェルケス人	50,8	55,5	◎
ラトヴィア人	46,8	40,3	○
エストニア人	46,4	40,1	○
キルギス人	41,7	38,2	○
トルクメン人	39,7	40,4	○
タジク人	38,2	64,8	○
その他	981,6	959,1	

## 備考

\* 人口数に関する出典は D. D. Bogoiavlenskii, Etnicheskii sostav naseleniia Rossii, *Sotsiologicheskie issledovaniia*, No. 10, 2001. (D・ボゴヤブレンスキー「ロシアの住民の民族構成」、『社会学研究』2001年第10号)

\* 名称に対応する国家体の存在については、◎：ロシア連邦内の共和国（もしくは自治州、自治管区）、○：旧ソ連を構成していた共和国、△：旧ソ連外

注(ロシア語文献については、ラテン文字表記に変換し、その書名や論文名等については日本語訳を付す)

- (1) ソ連からの「脱退権」といっても、脱退する場合の手続法はベレストロイカ時代の一九九〇年まで存在しなかった。一九九〇年四月に制定された「脱退手続法」は、あまりにも手続きが複雑なため「脱退させない法律」と揶揄された。ソ連時代に、諸共和国が「脱退権」をもちつつも、事実上、脱退できなかったことは、すでに一九三六年ソ連憲法草案についてのスターリンの報告の中に徴候的に現れていた。いわく、「わが国にはソ同盟から脱退したがるような共和国が一つもないということは、もちろん、そのとおりである。だが、このことから、われわれは、同盟構成共和国がソ同盟から自由に脱退する権利を憲法に書きとどめてはならないということにはけっしてならない。」(スターリン「レーニン主義の諸問題」大月書店、一九五三年、七四五頁)
- (2) Cergei Pykhin, Desiat let spustia, ili Vospominania o Federativnom dogovore, Rossiiskata Federatsiia, Segodnia, 6/2002, P. 38. (セルゲイ・ブイフチン「十年を経て・連邦条約の回顧」、『今日のロシア連邦』二〇〇二年第六号)
- (3) もともと、カール・シュミットは主権者を、例外状況に決定を下す者とみなしており、それに従えば、通常、主権は「潜在」しており、例外時に「顕在」するのであり、あながち詭弁とも言えない。
- (4) *Vedomost' S'ezda narodnykh deputatov RSFSR i Verkhovnoy Soveta RSFSR*, 1992, No. 2, St. 22. (『ロシア共和国人民代議員大会・最高会議通報』一九九二年第二号第二二条) なお、ロシア国家主権宣言の起草過程およびその争点については、樹神成「ロシアにおける連邦制再編構想の交錯」、『三重大学法経論叢』一九九四年第一一卷第二号を参照。
- (5) ウクライナ、ベラルーシの国家主権宣言については、それぞれ「Argumenty i fakty, 1990, No. 29, No. 31 (『論拠と事実』一九九〇年第二九号および第三二号)を参照した。
- (6) 一九八九年の国勢調査によると、ウクライナ共和国では、ウクライナ人七二・三%、ロシア人二二・一%、ユダヤ人とベラルーシ人がそれぞれ〇・九%、その他、である。ベラルーシ共和国ではベラルーシ人七七・九%、ロシア人

一・三・二%、ポーランド人四・一%、ウクライナ人二・九%、ユダヤ人一・一%、その他、である。Goskomstat SSSR, *Natsional'ny' sostav naseleniia SSSR*, Moskva 1991. (ソ連国家統計委員会『ソ連住民の民族構成』、モスクワ、一九九一年)

(7) 現にソ連から独立した諸国では、言語と市民権・国籍の問題が重要な問題となっていた。独立国家の住民が国籍・市民権との関係で平等であっても、ウクライナにおける「ウクライナ語化」の問題や、カザフスタンにおける「カザフ語化」の問題が新たな少数民族問題を生み出した。エストニアやラトヴィアでは、新国籍法試行(ソ連時代前の旧国籍法復興)により、ソ連併合後移住してきたロシア語系住民が無国籍になり、国籍取得要件の一つとして、エストニア語やラトヴィア語の試験が課されることになった。

(8) ソ連構成共和国の主権宣言に触れたある人民代議員は後に次のように発言していた。「リトワニアやグルジアにおいて、国家主権の実現は、民族運動や民族的自由の理念の強力な援助の下にあった。類似のことがロシアにあったかどうか。いや、ない。そもそも、ロシア人(ルースキー)の民族運動がない。」*Treni (vnecherednoi) S'ezd narodnykh deputatov RSFSR, Demograficheskii otchet, Tom 5, Moskva, 1992, P. 31.* (『第三回ロシア共和国人民代議員大会議事録』第五巻、モスクワ、一九九二年)

(9) むろん、類似の現象はロシア以外のソ連構成共和国にも見られた。例えばグルジアとアブハズ自治共和国との関係、アゼルバイジャンとナゴルノ・カラバフ自治州との関係などである。

(10) 前掲、注六文献。なお、一九八九年当時、タタルスタンではタタル人の比率がロシア人の比率を上回っていたが、バシコルトスタンでは、バシキール人よりもタタル人やロシア人の比率が高い。

(11) 「タイトル民族」とは、かつてのソ連構成共和国や自治共和国などの名称を冠した民族(ウクライナにおけるウクライナ人、タタルスタンにおけるタタル人等)という意味でそのように呼ばれた。各共和国に対応する「タイトル

民族が一つとは限らない。かつてのチェチェン・イングーシ共和国や現在のカバルジノ・バルカル共和国、カラチャイ・チチェルケス共和国のように二重の民族名称を冠している共和国がそれである。またダゲスタン共和国では、「ダゲスタン民族」なるものが存在するわけではなく、アヴァール人、ダルギン人、クムイク人、レズギン人が主要な民族だと言われる（ただしダゲスタンでは他に二の民族が統計に現れている）。

(12) *Komsomol'skaia Pravda*, 14, Marta, 1993. (『コムソモールスカヤ・プラウダ』一九九三年三月一四日号)

(13) 常設の立法機関であるロシア最高会議が、ロシアに五つあった自治州のうち、アディゲ、ゴルノ・アラタイ、カラチャイ・チチェルケス、ハカスの四つの自治州を、ロシアを構成する共和国に改組する法律を採択した<sup>15)</sup>(一九九一年七月三日付)。 *Vedomosti Cezda narodnykh deputatov RSFSR i Verkhovnogo Soveta RSFSR*, 1991. No. 27. St. 934. (『ロシア

共和国人民代議員大会・最高会議通報』一九九一年第二七号第九三四条)

(14) この場合の「連合」は、ソ連邦の「連邦」と同様に「連邦」と訳される場合も多いが、ロシアの「連邦」(フェデラーツィヤ)と異なって、元々の語が「連合」「同盟」を意味する「ソユーズ」のため、区別した。

(15) 一次案は『プラウダ』一九九〇年一月二四日号、二次案は『イズヴェスチヤ』一九九一年三月九日号、三次案は『イズヴェスチヤ』一九九一年六月二七日号、合意案は『プラウダ』一九九一年八月二五日号を参照した。なお、これらの推移については、森下敏男『現代ロシア憲法体制の展開』(信山社、二〇〇一年)の第一章第二節、および同『ペレストロイカとソ連の国家構造』(西神田編集室、一九九一年)の第三章を参照。

(16) この論争については、同前、森下『ペレストロイカとソ連の国家構造』三五五―三五六頁参照。

(17) 「虫食い後の穴だらけの状態」という比喻を用いたのは、ロシア連邦内の民族共和国には、国境をすべてロシアに囲まれているケースもあるからである。かつてスターリンは、ソ連における自治共和国とソ連構成共和国との違いを素朴な地政学的見地から論じており、ソ連構成共和国に関しては、「八方からソ連の領土でかこまれていない」と

いうことが必要」と述べていた。他方、タタールやバシキールなどの自治共和国については、「かりにこれらの自治共和国が同盟構成共和国の部類にうつされたとする。これらの共和国は、ソ同盟から脱退する問題を、論理的に、実際に提起できるであろうか。いや、できないであろう。なぜなら、これらの共和国は諸ソヴィエト共和国や諸地方に八方からかこまれていて、実をいえば、ソ同盟からどこへも出ていきようがないからである。」と述べていた（前掲、注一文獻、七四五―七四六頁）。このスターリンの論理にしたがえば、現在のロシアで、タタルスタンやバシコルトスタンは、仮に分離独立を欲したとしても、ロシア連邦から「どこへも出ていきようがない」。

(18) *Konstitutsionnye idei Andreia Sakharov*, Moskva, 1990. (『アンドレイ・サハロフの憲法理念』モスクワ、一九九〇年)

(19) V. A. Tishkov, *Ocherki teorii politiki etnichnosti v Rossii*, Moskva, 1997, P. 103. (V・ティシュコフ『ロシアにおける民族理論および民族政策概論』モスクワ、一九九七年)

(20) 「民族自決権」という語は、旧ソ連や旧ユーゴスラヴィアの民族紛争などを経て、ネガティブな意味さえ持つようになっていった。つまり、それが究極的にはエトノス原理による「民族浄化」を招来させるのではないかというという疑問である。しかし、ベレストロイカ時代、「民族自決権」は、「民主主義」と同様、ラディカルで肯定的なキャッチフレーズであっただけに政治家や知識人も、それをさかんに用いた。「民族自決権」とは、それがいまだ実現される前はラディカルな民主主義の意味を有するが、ひとたび実現すると、抑圧的になるのかもしれない。

(21) 森下敏男はこの問題について、「二重の従属」というロジックから説明している。すなわち、ソ連時代の地方の行政機関は連邦中央に垂直的に従属するとともに、当該地域の執行委員会やソビエトに水平的に従属していて、これはある意味できわめて分権的であるが、社会主義時代には、共産党の力で垂直的従属が一元的に支配していたのだという。ところが、共産党政権が崩壊して、水平的従属が地方を支配し、いくつかの民族共和国が、徴収した税金を中央

に納入しないといった問題も発生したという（森下敏男『現代ロシア憲法体制の展開』信山社、二〇〇一年、一九三—一九四頁）

(22) 本稿の(一)〔神戸法学雑誌〕第五二巻第四号、二〇〇三年)を参照されたい。

(23) V・テイシニコフ「民族政策の戦略とメカニズム」*Natsional'naiia Politika v Rossiiskoi Federatsii*, Moskva, 1993.  
〔ロシア連邦における民族政策〕モスクワ、ナウカ、一九九三年)

(24) この問題を連邦制の再編との関わりで分析した論文として、Steven Solnic, Will Russia Survive? Center and Periphery in the Russian Federation, Barnett R. Rubin, Jack Snyder, *Post-Soviet Political Order*, Routledge 1998.

(25) 森下によると、「旧ソ連邦の連邦問題は、経済的利害得失を度外視した非妥協的な民族運動でもあったから、合理的理性でそれを抑えることは困難であった。しかしロシアの連邦問題は民族問題であるよりは経済問題である。(中略)ある意味では、現在のロシアの中央と地方の争いは、旧社会主義の遺産をめぐる中央と地方をめぐる中央と地方の間の財産紛争である。」(前掲、注二二文献、一九二頁)。つまり、ソ連崩壊後も国营企業が多数を占めていた体制転換期のロシアにおいて、資源をめぐる連邦や州の管轄問題に関して、両者の間で利権争いが展開されていたのだという。

(26) V・テイシニコフは次のように指摘する。「政治的自由化と中央権力の弱体化は、連邦構成共和国が首尾よく大衆の意識を動員し政治的な組織化を実現させつつ、資源および権力へのアクセスに向けた闘争を開始することを可能にした。現在、ほとんどの共和国で、ましてタイトル民族が共和国住民の多数派を占めない場合でも、政治権力は地元の民族エリートによって揺るぎなくコントロールされている。例えば、ヤクート共和国におけるヤクート人の占める比率が共和国全住民の三四%であっても、政府権力における役職者に占めるヤクート人は六九%である。アディゲ共和国のように、アディゲ人が三〇%に満たない場合でも、彼らは支配構造をコントロールしている。ソヴィエトの民族

- 国家体の原則の枠内では、こうした状況は、なにがしか常態であったが、それは発達しつつある市場の下での政治的民主主義からすると、はなはだ弱点であり、民族に関わりのないあらゆる権利の平等という宣言された原則に矛盾する。」V. A. Tishkov, *Chto est' Rossiia, Voprosy Filosofii*, 1995, No. 2 (V・ティシコフ「ロシアとは何か」『哲学の諸問題』、一九九五年第二号)
- (27) ただし、「極右」のジリノフスキー党首は、民族共和国の全廃と帝政時代の行政区画の復活を主張している。
- (28) *Rossia izbezhit soiuznogo ssenariia raspada, Konstitucionny Vestnik*, No. 10, 1992 (「連邦解体のシナリオをロシアは避ける」、憲法委員会編『憲法通報』一九九二年第一〇号)
- (29) アレクセイ・レピョーシキンによると、「ロシアソヴィエト連邦社会主義共和国は、連邦主義 *Federalizm* と同時に単一主義 *unitarizm* の要素を結合させた連邦だとみなすことができる」。「ロシア連邦の構成主体は自治的な民族国家体および民族行政体のみである」と述べていた。A. Lepeskin, *Sovetski Federalizm*, Moskva, Iuridicheskaja Literatura, 1977, 203-209. (レピョーシキン『ソヴィエト連邦制』、モスクワ、一九七七年)
- (30) *Rossiiskoe Dvizhenie Demokraticheskikh Reform, Konstitutsia Rossiiskoi Federatsii (Proekt)*, Moskva, 1992. (ロシア民主改革運動編『ロシア連邦憲法草案』モスクワ、一九九二年)
- (31) *Rossiiskaja Gazeta*, 27 marta, 1991 (「ロシア新聞」一九九一年三月二十七日号)
- (32) *Treiti (Vneocherednoi) Cezd Narodnykh Deputatov RSFSR, Stenograficheskii otechet*, Tom V, Moskva, 1992, P. 78. (『第三回ロシア臨時人民代議員大会議事録』モスクワ、一九九二年)
- (33) *Narodnyi Deputat*, 1990, No. 12 P. 30. (『人民代議員』一九九〇年第十二号)
- (34) これらについての詳細なプロセスについては、前掲、注四の樹神論文を参照。
- (35) 前掲、注三三文献、九八頁。

- (36) 前掲、注三二文献、一五七頁。
- (37) *Prinyi (Vnecheredonoi) C'ezd Narodnykh Deputatov RSFSR. Stenograficheskii otchet, Tom 3, Moskva, 1992. P. 148.* 【第三回ロシア臨時人民代議員大会議事録】モスクワ、一九九二年)
- (38) 憲法委員会の第一次草案は一九九〇年十一月、第二次草案は一九九一年十月、第三次草案は一九九二年三月に公表された。*Proekt konstitutsii Rossijskoi Federatsii. Chornik Materialov, Moskva, 1992.* 【ロシア連邦憲法草案 資料集】モスクワ、一九九二年)
- (39) ロシア内の二一の民族共和国の中で、タイトル民族が過半数を超しているのは、北オセチア、トゥヴァ、チェチェン、チュヴァシである。
- (40) *Konstitutsiia (osnovnoi zakon) Rossijskoi Federatsii, Moskva, 1992.* 【ロシア連邦憲法(基本法)】モスクワ、一九九二年)
- (41) 一九九二年三月一三日付のロシア連邦憲法裁判所の決定「一九九〇年八月三〇日付のタタール共和国国家主権宣言、一九九一年四月一八日付のタタール共和国の法律『タタール共和国の憲法改正および追加について』、一九九一年一月二九日付のタタール共和国の法律『タタール共和国のレフェレンダムについて』、一九九二年二月二日付のタタール共和国最高会議決定『タタルスタン共和国の国家的地位に関するレフェレンダムの施行について』の合憲性審査」なお、ロシア連邦憲法裁判所の決定は、そのホームページ(ロシア語)で読むことができる。http://ks.rfmct.ru/Texts/oglav.htm
- (42) 予定されていたレフェレンダムの文は以下の通りである。「あなたは、タタルスタン共和国が、主権国家として、国際法上の主体として、同権的な条約に基づいて、ロシア連邦および他の共和国、諸国家と関係を取り結ぶことに賛成ですか? (「はい」もしくは「いいえ」)

- (43) 前掲、注二、三九頁。
- (44) 土地や天然資源が当該地域の「人民」の所有であるという文言は、象徴的な意味はともかくとしても、法的には明確さを欠く。
- (45) *Federalivny Dogovor: Dokumenty, Kommentarii*. Moskva, 1992. P. 6 (「連邦条約・資料」注釈)モスクワ、一九九二年)
- (46) R. G. Abdulatipov, *Federalivny dogovor i perspektivy razvitiia mezhnatsional'nykh otonoshenii, Federalivny dogovor i mezhnatsional naia integratsiia*, Moskva 1993. P. 4 (アブドラチツポフ「連邦条約と民族間関係発展の視角」)「連邦条約と民族間の統合」モスクワ、一九九三年)
- (47) 議会で発足した憲法委員会の作業の破産について、竹森正孝は次のように言う。「ソビエト期の憲法(七八年ロシア共和国憲法)の改正手続きを通じて、異なった憲法原理にもとづく新憲法を制定しようとする「憲法革命」路線が、その路線のうちに孕まれる矛盾とともに、体制転換という政治過程がそうした思惑を超えたところで急転を見せたこともあって、自己破産したのであった。当時のロシア共和国憲法は、度重なる改正の結果、その内部に異なった原理が混在するという複雑なモザイク憲法になってしまった。いかなる憲法体制をめざすのかという政治的対抗とともに、憲法原理の対抗が憲法典そのものに内在してしまうという問題は、憲法の性格や意味を極めて歪め、人々の憲法意識に悪しき影響を及ぼしたことは間違いない。」(竹森正孝訳・解説「ロシア連邦憲法」七月堂、一九九六年、三七頁)
- (48) *Rossiskaia Gazeta*, 24 Iunia 1993. (「ロシア新聞」一九九三年六月二四日号)
- (49) レフェレンダムの結果は、投票率五四・八%、そのうち憲法草案採択に賛成した者が五八・四%、反対した者が四一・六%である。*Rossiskaia Gazeta*, 25 Dekabria, 1993. (「ロシア新聞」一九九三年十二月二五日号)

- (50) *Opasnye igry vo vlasti, Rossiiskaia Gazeta*, 6 Noiabna, 1993. (「権力を目指す危険なゲーム」、『ロシア新聞』一九九三年一月六日号) なお、当時、悪いことはすべて「ポリシェヴィキ的」と形容して批判することがロシアでも頻繁にみられた。例えば「主権」や「民族自決権」の連鎖も「ポリシェヴィキ的伝統」とされ、エリツインの強権手法も「ポリシェヴィキ的」とみなされ、それぞれ相手を批判するために「ポリシェヴィキ的」が用いられたのである。
- (51) Aleksei Vorob' ev, *Bez kompromissov gosudarstvennost' ne postroish, Narodny deputat*, No. 12, 1993. (アレクセイ・ヴォロビョフ「妥協なしには国家は建設できない」、『人民代議員』一九九三年第二二号)
- (52) 前掲、注二四、七四―七五頁。
- (53) パシコルトスタン共和国憲法(九三年二月二四日)、コミ共和国憲法(九四年二月一七日)、ブリヤート共和国憲法(九四年二月二二日)、イングーシ共和国憲法(九四年二月二七日)、カルムイク共和国憲法(九四年四月五日)、ダゲスタン共和国憲法(九四年二月、北オセチア共和国憲法(九四年二月二日))。
- (54) チェチェン共和国憲法(九二年三月二二日)、サハハヤクト共和国憲法(九二年四月四日)、タタルスタン共和国憲法(九二年一月三〇日)、トゥヴァ共和国憲法(九三年一〇月二二日)。
- (55) L. Mannu, *Zametki o proekte Konstitusii Iakut-Cakha Respubliki, Konstitusionnyi Vestnik*, No. 10, 1992. (L・マムート「サハハヤクト共和国憲法草案に関する覚書」、『憲法委員会編』『憲法通報』一九九二年第一〇号)
- (56) *Spornik zakonov Respubliki Sakha (Iakutia) za 1990-1991 gody*, Iakusk, 1993. (『サハ共和国法律集 一九九一年―一九九一年』ヤクーツク、一九九三年)
- (57) 共和国が国際関係や対外経済関係の自主的参加者であるというのは、当時施行されていたロシア連邦憲法や連邦条約においても規定されていた。しかし「国際法的主体」となると次元が異なってくる。
- (58) 九三年憲法施行前のロシア連邦憲法(ソヴィエト時代の一九七八年憲法を順次改正したもの)では、その第七〇条

で「共和国、地方、州、自治州および自治管区の憲法的地位の変更、またそれらの分割および統合は、当該地に居住する有権者の多数派の意思表明とロシア連邦人民代議員大会の承認によってのみなされ得る」と規定されていた。九三年憲法では、その第六六条で「共和国の地位は連邦憲法および共和国憲法によって定める」と規定されていた。

(59) V. Kikot', O proekte Konstitutsii Respubliki Tatarstan, *Konstitutsionnyi Vestnik*, No. 10, 1992. (V・キコーチ「タタリスタン共和国憲法草案について」、憲法委員会編『憲法通報』一九九二年第一〇号)

(60) *Rossiiska Gazeta*, 17 fevriaria, 1994. (『ロシア新聞』一九九四年二月一七日号)

(61) すべての共和国が大統領制を採用しているわけではない。例えばダゲスタンなどは、大統領制をとっていない。

(62) これについては、拙稿「言語問題と憲法裁判」(『比較法学』第三五卷第二号、早稲田大学比較法研究所、二〇〇二年)において触れたことがある。

(63) ロシア連邦の民族共和国の市民はロシア連邦市民であると同時に、民族共和国は独自に「共和国籍」を定めることができる。

(64) 松里公孝によると、「概して、エスニック・ファクターが政治に影響する度合いはフィン・ウゴル系系の共和国よりもチュルク系の共和国の方が大きく、後者の中でもタタルスタンが抜き出ている」という(「エスノ・ボナバルティズムから集権的カシキスモへ——タタルスタン政治体制の特質とその形成過程一九九〇—一九九八——」、『スラブ研究』第四七号、北大スラブ研究所、二〇〇〇年)。